

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ－１－９ 書面・対面による手続についての留意点</p> <p>金融商品取引業者等による当局への申請・届出等及び当局から金融商品取引業者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第６条第１項及び第７条第１項の規定により、法令の規定においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続に係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続ができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</p> <p>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、金融商品取引業者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続についてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続の電子化を推進してきた。</p>	<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ－１－９ 書面・対面による手続についての留意点</p> <p>金融商品取引業者等による当局への申請・届出等及び当局から金融商品取引業者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第６条第１項及び第７条第１項の規定により、法令の規定においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続に係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続ができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</p> <p>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、金融商品取引業者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続についてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続の電子化を推進してきた。</p>

改正案	現行
<p>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の廃止、対面規制の見直しに取り組んできた。</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続に係るもの以外についても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続については、手続の相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを奨励するものとする。</p> <p>Ⅱ－１－１０ 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>Ⅱ－１－９を踏まえ、金融商品取引業者等による当局への申請・届出等（<u>公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。</u>）については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。</p> <p>なお、<u>公的機関が発行する添付書類</u>については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、<u>原本送付を</u>求めることとする。また、<u>税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を</u>求めることとする。</p>	<p>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の廃止、対面規制の見直しに取り組んできた。</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続に係るもの以外についても、<u>Ⅱ－１－１０に掲げる原本送付を求める場合を除き、</u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続については、手続の相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを奨励するものとする。</p> <p>Ⅱ－１－１０ 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>Ⅱ－１－９を踏まえ、金融商品取引業者等による当局への申請・届出等については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。</p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を</u>求めることとする。</p>

改正案	現行
<p>(1) 金融庁電子申請・届出システム</p> <p>金融商品取引業者等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム(以下「統合システム」という。)を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</p> <p>(2) 金融庁業務支援統合システム</p> <p><u>金商法第46条の3第1項に規定する事業報告書、同法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書、同法第47条の2に規定する事業報告書、同法第48条の2第1項に規定する事業報告書、同条第2項に基づく金商業等府令第188条第2号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書及び同法第63条の4第2項に規定する事業報告書及び同法第63条の12第2項(同法附則第3条の3第4項(同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。))において適用する場合を含む。)に規定する事業報告書については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</u></p> <p>IV-4 諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-4-1 登録</p>	<p>(1) 金融庁電子申請・届出システム</p> <p>金融商品取引業者等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム(以下「統合システム」という。)を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</p> <p><u>ただし、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p> <p>(2) 金融庁業務支援統合システム</p> <p><u>金商法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書、同法第47条の2に規定する事業報告書、同法第48条の2第1項に基づく事業報告書、同条第2項に基づく金商業等府令第188条第2号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書及び同法第63条の4第2項に規定する事業報告書及び同法第63条の12第2項(同法附則第3条の3第4項(同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。))において適用する場合を含む。)に規定する事業報告書については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</u></p> <p>IV-4 諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-4-1 登録</p>

改正案	現行
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新規登録申請に係る留意事項</p> <p>新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないかを確認することとする。</p> <p>なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、<u>デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>VI-3 諸手続 (投資運用業)</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新規登録申請に係る留意事項</p> <p>新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないかを確認することとする。</p> <p>なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、<u>デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。</u></p> <p>①・② (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新規登録申請に係る留意事項</p> <p>新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないかを確認することとする。</p> <p>なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、<u>原本によるものとする。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>VI-3 諸手続 (投資運用業)</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新規登録申請に係る留意事項</p> <p>新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないかを確認することとする。</p> <p>なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、<u>原本によるものとする。</u></p> <p>①・② (略)</p>